

柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会設置要綱を次のように定める。

令和6年7月1日

柳泉園組合管理者 富田 竜馬

柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会設置要綱

(設置)

第1条 柳泉園組合（以下「組合」という。）への申入れと回答に基づき、組合と東村山市におけるごみの広域処理の可能性について、検討及び協議等を行うため、柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、検討及び協議等を行い、その結果を柳泉園組合管理者、清瀬市、東久留米市、西東京市（以下「関係市」という。）の市長及び東村山市長に報告する。

- (1) 組合と東村山市のごみの広域処理の可能性に関すること。
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、組合の助役並びに関係市の副市長及び東村山市の副市長をもって構成する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、付議事項に関係ある職員を協議会に出席させることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、組合の助役の職にある者を充てる。

(招集)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する者が、その職務を代理する。

(幹事会)

第6条 協議会に、必要事項の調査、検討及び連絡調整を行うため幹事会を置く。

2 幹事会は、組合の事務局長及び課長並びに関係市及び東村山市の清掃担当部課長等をもって構成する。

3 幹事会に座長を置き、会長が指名する。

4 座長は、幹事会の経過及び結果を協議会に報告する。

(庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、組合事務局において処理する。

(疑義)

第8条 協議会の運営等に関し、疑義の生じた場合は、協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

(柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会設置要綱の失効)

2 この訓令は、第2条の規定による報告の日の翌日をもって、その効力を失う。